

今回はグレーゾーン金利のお話です。

クレジット・サラ金業者は昨年まで20%から29.2%までの金利で貸付を行っていた場合が殆どでした。利息制限法では上限は20%です。

29.2%を超えると出資法で刑事罰対象になります。そこで貸金業規制法という法律を定めて、貸金業者に限りは、その間の金利で業務をすることができるようになりました。これがグレーゾーン金利です。

ただしこの金利で貸し付けるためには、借手がグレーゾーン金利と認識しているか等、細かい約束事がたくさんあります。

しかし、実際はその厳しい要件を満たしていないのに、高金利で契約していた

会社が多く存在し、多重債務者を生み出す要因にもなったのです。そこで貸金業規制法を改正し、現在グレーゾーン金利は事実上なくなりつつあります（但し暫定期間有り）。

今までの契約の金利だと利息として払い過ぎている可能性もあります。悩みをお持ちの方は一度ご相談されてはいかがでしょうか。

借金整理、悩まず相談を!

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)